

十 発行 価格

十一 利率

の 経過 利率

年一・三パーセント
年金積立金管理運用独立行政法
人の理事長は、払込金額に加え、
次の算式により算出した金額を
第十八号に規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{66}{365}}$$

十三 初期 利率

平成十八年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期 以後の 利率

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成二十三年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十五 償還 期限
十六 償還 金額
十七 元利 支額
十八 払込 期日
平成十八年八月二十五日